


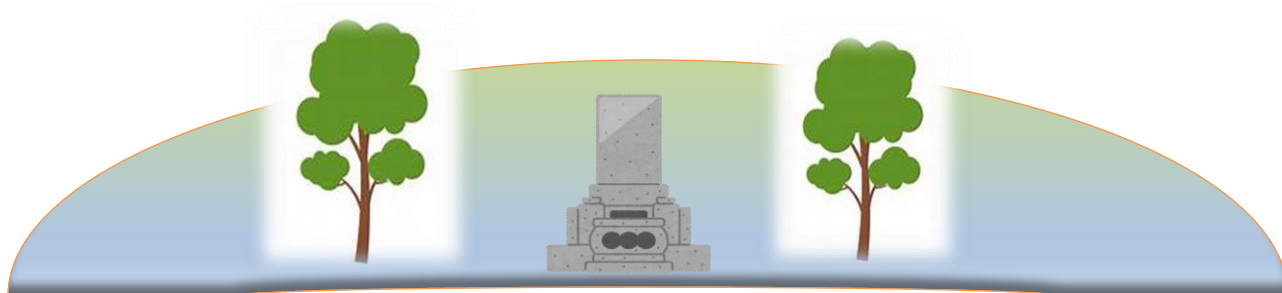
次ページに  マークについて、より詳しく見ることができます

<法務>

注1

樹木葬

👉 墓地以外(自宅の庭や山林等)では、できません!



注2

散骨

👉 自治体に規制の有無を確認してください!



注3

※内容のご質問等については、TEL 0258-76-1544 担当 星野、實山まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

●無料セミナー●対面形式にて開催

令和5年10月6日(金) 11:00~

内容:「脱ハラスメントで会社を守る」講師:社会保険労務士 大谷 実

社内でハラスメントが?! ハラスメントをなくすための事前準備とは?! わかりやすく解説いたします。

●無料相談会● 同時期に開催予定。専門家が経営/労務/相続/遺言/法務のご相談を承ります。

注釈 1

「樹木葬」はお墓の承継者のいない永代供養墓のひとつの形として、最近需要が増えている埋葬方法です。主に宗教の主催者が、墓石のかわりに樹木を墓標として、遺骨を土中に埋葬します。

墓地の区域内で行うことは可能ですが、墓地以外の地域、例えば公園内や山林、原野等で行うことは禁止されています。

自宅に広い庭や緑豊かな山林を所有していても、その場所に遺骨を埋葬することは「火葬及び埋葬(土葬)が墓地、埋葬等に関する法律」(以下「**墓埋法**」)といひます。)違反です。

注釈 2

「散骨」については、墓埋法に規定がありません。

但し、散骨の仕方によっては、墓埋法 4 条により禁止される、墓地以外の区域での「焼骨の埋蔵(土中に葬ること)」に該当する可能性がありますので、慎重に行うことが必要です。

水産物や農作物への風評被害、土地所有者・近隣住民からの苦情等、宗教的感情に配慮する必要があり、地方自治体の条例で散骨に関する規制を設けている場合がありますので、地方自治体への確認が必要です。

長岡市では、現在のところ、条例等の規制は設けていませんが、将来的には、規制される可能性があります。

注釈 3

1 死亡届(戸籍法)

同居の親族が亡くなったら、そのまま放置したりせずに、119 番(救急車を呼ぶ)や 110 番(警察署)に連絡をします。同居の親族は、7 日以内に「死亡者の本籍地」「届出人の住所地等」「死亡地」のいずれかの市町村長に死亡届を提出する義務があります(戸籍法 1 条、25 条、87 条 1 項、88 条)。

不当に届出をしなかった場合、死体遺棄罪(刑法 190 条)に該当する場合があります、3 年以下の懲役に処されることがあります。

2 埋葬

日本の場合、火葬及び埋葬(土葬)は墓埋法に基づいて、水葬は船員法に基づいて、それぞれ認められています。

市町村長に対して、死亡届と一緒に、火葬・埋葬の許可申請書を提出し(墓埋法施行規則 1 条)、市町村長が発行した許可証をもって、火葬場に遺体を運び、火葬してもらいます(長岡市の場合、市民ならば無料。)。埋葬許可証がない場合、埋葬できません(墓埋法 14 条 1 項)。埋葬の場合は、墓地に遺体を運びます。墓地以外で埋葬することはできません(墓埋法 4 条 1 項)。